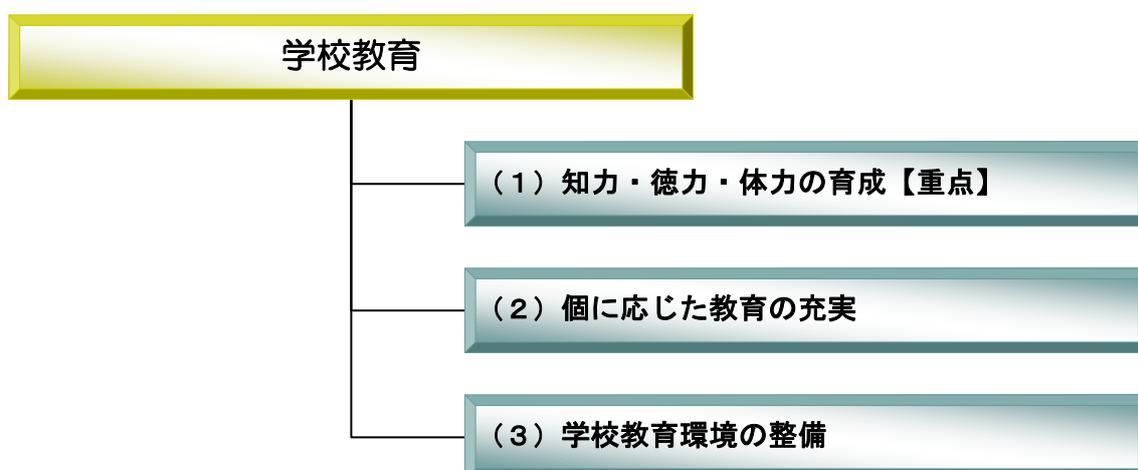


第5章 教育・文化

夢や希望を育む教育・文化のまち

1. 学校教育

【施策の体系】



【現状と課題】

平成24年4月、川本小学校、川本西小学校、三原小学校の3校を統合し、新しい川本小学校が誕生しました。今回の町立小学校統合方針では、「少子化という現実を前にして、それを教育条件改善の絶好の機会であるにとらえ、川本町で育つ全ての子ども達が、自立の力と相互融和の心で共に生き、ふるさと川本に自信と誇りを持った豊かな心で逞しく育つことを目標にした教育環境づくりのために、学校を統合する」とあります。しかしながら統合後も1クラス定員の40人、最近注目されてきた小規模集団としての35人学級にも満たない現実もあります。このことは小学校だけでなく中学校でも同じ集団が続き、親密性が高いことなどメリットもある反面、人間関係の固定化や競争力不足などデメリットもあります。知力・徳力・体力をバランスよく育成することを目指す中で、少人数の教育環境を活かし、統合前にそれぞれの小学校で培ってきた教育環境を引き継ぎながら、保育所・小学校・中学校・高校、そして地域が連携し、本町ならではの、個々のニーズにきめ細かく対応できる、特色のある教育環境づくりを進めることが重要となります。

また今後は、平成24年度に基本構想を策定予定の給食センターだけでなく、小学校（築39年）、中学校（築33年）とも老朽化がすすんでいるため、学校施設耐用年数などを参考に、新校舎の建築についての検討をすすめる必要があります。

■基本計画

第5章 教育・文化

川本町教育目標

- ・すみよい豊かな郷土の発展につくしましょう。
- ・心も体も健康で明るい生活をしましょう。
- ・お互いの立場を理解し助け合いましょう。
- ・感謝の気持ちを持ち進んで奉仕をしましょう。

川本小学校教育目標

- ・ふるさとを愛し、心豊かにたくましく、進んで取り組む子どもの育成

<校訓>

すすんで なかよく たくましく

川本中学校教育目標

- ・新しい時代をたくましく生きる人間として、知・徳・体の調和の取れた人間形成の確立を目指す。

<校訓>

つよく 克己・実践・責任 あかるく 友愛・明朗・健康
ただしく 主体・探求・正義

【施策の内容】

(1) 知力・徳力・体力の育成【重点】

①派遣指導主事配置

県からの派遣指導主事を教育委員会内に配置し、教職員への指導・サポートにより児童・生徒への支援を行っていきます。また教育委員会の専門的職員として、保護者からの個別相談対応や町の特色である保・小・中連携の強化などの取り組みを支援します。

②教職員の資質向上

派遣指導主事の指導や、教職員研修を積極的に行うことで教職員の資質向上を図っていきます。

③補助教員の配置

町独自で教員を採用し、算数を中心に、TT指導（1つの授業を2名の教員で指導）を行い、きめ細かい指導で学力の定着を図ります。平成24年度は小学校に配置していますが、今後は中学校への配置も検討します。現在は小学校全クラスの算数を教員が2名で指導しています



TT指導による授業の様子

④アンケートQUの活用

島根県でも取り組みが進められているアンケートQU調査¹を小中全学年で実施し、教職員が学校やクラスの状態を確認、共有し、児童・生徒の支援につなげていきます。また小中学校で実施することで中1ギャップ²などの対策にもつなげます。

⑤体育実技補助指導員配置及びトップアスリート事業の推進

地域の専門指導者を陸上、バスケット、武道などの実技指導役として配置し児童・生徒の体力、技術向上につなげる。またトップアスリート事業など国、県、協力団体の事業を積極的に活用し、一流のスポーツ選手に触れる機会をつくります。

⑥家庭学習の習慣づくり

確かな学力を定着させるため、川本町家庭学習の手引きを整備し、児童生徒だけでなく保護者も家庭学習の重要性を理解し、各学年に対応した時間や内容で家庭学習の習慣づくりをおこないます。

⑦放課後を活用した体力向上事業の推進

かわもとスポーツクラブと連携し、スクールバスの待ち時間などを活用した運動教室を開催します。

⑧学校・保護者・地域が一体となった基本的生活習慣の定着

保・小・中・高の学校連携はもちろん、保護者、地域も一体となり、学校保健委員会を中心とした情報交換や研修会、啓発イベントを継続し、ノーメディア運動の定着や食育の推進を図ります。

⑨小・中・高の連携

教職員による小中連携部会を開催し、学校、学級で重点的に取り組む内容を協議し取り組みにつなげます。また児童生徒の学力向上と教職員の資質向上を目的に中学校教員が小学校の授業を行ったり、高校教員が中学校の授業を行ったりするなど職員交流授業に取り組みます。

⑩特別授業の開催

日本サッカー協会の「夢先生授業」や、トップアスリート、芸術家などを招聘し、一流の技術や経験、生き方に触れる機会をつくります。



夢先生授業の様子です。
小学校5年生と中学校2年生を対象に行います。

¹ アンケートQU調査：心理テストの一種でm「居心地のよいクラスにするためのアンケート」（学級満足度尺度）と「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」（学校生活意欲尺度）の2つの尺度を持つ。クラスの状態や内在するいじめ構造などを数値化して示される。

² 中1ギャップ：小学生から中学生になったことがきっかけとなり、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加するという現象。

■基本計画

第5章 教育・文化

(2) 個に応じた教育の充実

①通級教室の開設

川本小学校内に通級指導教室を開設し、小中学校の通常学級に在籍しながら、障がいなどにより、何らかの個別の援助を必要とする場合は、個々の状況に応じた環境で学習指導等を受ける環境を整備しています。また保護者の方の相談にも応じ、さまざまなケースの支援を行います。

②非常勤講師の配置

県の「にこにこサポート事業」や「学びいきいきサポート事業」などを活用し、特別に支援の必要な児童や、不登校・不登校傾向にある児童・生徒の支援を行います。

③生活支援員の配置

町独自で特別支援学級に生活支援員を配置し、通常学級との交流学习などにも積極的に参加できる体制づくりをすすめます。

④専門員との連携

県のスクールソーシャルワーカーやスクール・カウンセラーなどの専門員と連携し、不登校児童や不登校ぎみの児童・生徒、保護者の相談支援を強化します。

⑤関係機関との連携

学校、教育委員会だけでなく、医療センター、児童相談所、健康福祉課、地域とも連携を強化し、さまざまなケースに対応していきます。また本町の子供たち全員に、相談支援ファイルを配付し、出生時から成人までの個々の状況を把握し、それぞれの関係機関が個々のニーズに対応しやすい環境づくりをすすめます。

(3) 学校教育環境の整備

①安全な教育環境の整備

耐震補強工事については平成24年度に小学校、平成25年度に中学校で完了予定です。また学校給食センターについては平成24年度に基本計画を策定し、平成26年度から新しい給食センターを運営開始し、より安心・安全な給食を提供します。また近年の熱中症対策として校舎へのエアコンを設置するなど、より学習に取り組みやすい環境を整備していきます。

②時代に即した教育環境の整備

電子黒板、タブレット端末など、時代に即した教育環境整備していきます。あわせて教職員はそれらを使った指導ができるように校内研修を行います。

③運動に親しみやすい教育環境の整備

校庭の芝生化や校舎周辺のロードレースコースの整備などを行い、運動に親しみやすい環境を整備します。

④通学環境の整備

小学校の統合によりスクールバスによる通学が始まりました。今後は、少子化により集団登校が難しくなっている事や道路環境なども踏まえ、安全面や安全教育の観点からも、通学のあり方について引き続き検討していきます。

⑤新校舎の建築に向けた検討

老朽化が進む小・中学校の校舎の建築についての必要性、時期、建築場所などについて、関係者や有識者を交えた検討を行います。

2. 人権・同和教育

【施策の体系】



【現状と課題】

人権とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」です。日本国憲法には、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と定められています。

国連が提言した「人権教育のための国連10年³」（1995年～2004年）を受け、国・県ともに人権の尊重を目指して総合的な取り組みが行われてきました。川本町でも、同和問題については地域改善事業により実態的差別の解消を図るとともに、川本町同和教育推進協議会の設立、平成11年の「川本町同和问题啓発・教育基本構想」の策定などにより、課題の解決に取り組んできています。

しかしながら、近年は、ドメスティックバイオレンス（DV）⁴や児童・高齢者への虐待といった対応の強化が求められる課題や、性同一性障害者⁵の人権、インターネット上での人権侵害など、新たな分野の課題が顕在化しています。

このような中、これまでの取り組みの成果や課題を反映するとともに、平成23年に町内全戸を対象として実施した「人権問題に関する町民意識調査」の結果を踏まえ、平成24年3月に「川本町人権教育・啓発推進基本計画」を策定しました。この計画を基に川本町の人権施策を総合的に推進し、課題の解決に取り組むことにしています。

³ 人権教育のための国連10年：1994年12月、第49回国連総会で決議。各国において「人権という普遍的な文化」が構築されることを目指し、行動計画では、あらゆる学習の場における人権教育の推進、マスメディアの活用、世界人権宣言の普及など5つの主要目標が掲げられている。この目標を推進するために具体的提案が掲げられており、特に各国が国内行動計画を定めることを求めている。

⁴ ドメスティックバイオレンス（DV）：配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からふるわれる暴力（身体的・精神的・性的暴力）のこと。

⁵ 性同一性障害者：生物学的な性とこころの性が一致しない者。

【施策の内容】

『川本町人権教育・啓発推進基本計画』では、互いに人間の尊厳や権利を尊び、安心して生き生きと暮らしていける地域社会の実現を目指しています。子どもから高齢者まで一人ひとりが生活に生きがいを感じ、安心して暮らすことができる「かわもと」を実現するため、以下3つの理念のもとに人権施策を進めていくことにしています。

I 「自己実現の達成」の支援

すべての人が自分らしい生き方のできる、お互いの自己実現を尊重する地域社会の実現を目指します。

II 「共生の心」の醸成

性別や年齢、障がいの有無などによって制約を受けることなく、すべての人が平等に参加できる地域社会の実現を目指します。

III 「人権という普遍的な文化」の創造

すべての人が、それぞれの多様な文化や価値観を尊重し、それぞれの個性や生き方の違いを認め合い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

これを受け、次の施策を重点的に進めていきます。

(1) 関係機関の連携強化

地域や家庭における人権教育が自主的な活動に根付いていくよう、学習機会や情報提供、指導者養成支援など、公民館を中心に地域の特性を生かした人権問題学習の推進に努めます。

(2) 研修・啓発活動の充実

①子どもの発達段階に応じた人権教育の推進

子どもの発達段階に応じて保育の指導方法に創意工夫を凝らすなど、就学前教育全体を通じて人権意識を高めるための教育・保育活動を充実します。

児童・生徒においても、発達段階に応じて人権の意義、内容や重要性などについて理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるように、またそれが様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるように教育活動全体を通じて推進を図ります。

②各種広報・啓発資料等の充実

広報かわもと等の定期的に配布する刊行物に「人権意識」を培う内容を掲載することや、随時に発行する人権啓発冊子等の充実と活用を図ります。

③業務経験に応じた職場内研修の充実

町職員・教職員が人権に関する責任の重大性を認識し、自覚と使命感を持って職務にあたることが重要であることから、同和問題をはじめとする人権問題について、新規採用職員から中堅・管理職が業務経験に応じた研修を受け、それぞれの職務において適切な対応が行える人権意識の高揚に努めます。

■基本計画

第5章 教育・文化

(3) 相談・支援事業の充実

家庭や地域において、子育てや介護、家庭内暴力などの不安や悩みを持つ方に対する相談事業を充実します。

企業等においては、一人ひとりの能力や適正が尊重され、人権に配慮した職場環境づくりが推進できるよう、関係機関と連携を強め、企業内研修が取り組める体制が整備されるよう支援に努めます。

3. 公民館活動の充実

【施策の体系】



【現状と課題】

私たちを取り巻く現在の社会情勢は、情報化、技術革新、国際化等の急速な発展や改革によりめまぐるしく変化しています。少子化、超高齢、自由時間の増大、経済状況等を背景に、人々の価値観、ライフスタイルや学習ニーズについてもますます多様化し、ものの豊かさよりも心の豊かさ、特長ある生活の豊かさを重視する人が多くなり、自分の価値観に基づいた生き方を求める傾向が強くなっています。それとともに学習ニーズも高度化・専門化が進んでおり、今後もその傾向は強まるものと考えられます。

川本町では、学習の拠点として3つの公民館を整備し、それぞれの地域の特性を生かした活動が行われてきましたが、人員配置等の点で不十分な点があり、地域の拠点、学習の拠点としての機能が十分に発揮されてきたとは言いがたい状況にあります。また、平成24年4月に町立小学校を統合したことにより、特に小学校を閉校した旧川本西小学校区、旧三原小学校区では、公民館の持つ役割及び機能が更に重要となり、公民館を拠点として地域活動を充実していく必要があると考えられます。

【施策の内容】

(1) 公民館活動の充実

①公民館機能の充実

地域の最も身近で重要な拠点施設である公民館機能を充実させるため、専任の館長を配置し、地域住民の意向を把握し、多様な学習機会の提供を図ります。また、島根県教育委員会から社会教育主事の派遣を受けることにより、専門的な意見を取り入れながら公民館機能の充実を図ります。

②生涯各期に応じた講座や教室の開催

乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期など、生涯各期における様々な学習課題や、社会変化に対応するための様々な学習課題に応じた講座や教室を開催するとともに、世代間の交流を図る機会を提供していきます。

③地域特性を生かした活動の展開

それぞれの公民館区における生活課題・地域課題をふまえた学習機会、地域の特性・地域資源を生かした心豊かな活動を展開します。

■基本計画

第5章 教育・文化

I 中央公民館

中央公民館は、川本町内で最も人口が多い地域を担当していることに加えて、中央館として町内全体を対象とした事業を展開することが求められています。小学校、悠邑ふるさと会館、かわもと図書館、子育てサポートセンターなどの教育施設とも隣接しているため、今後も関係団体と連携を深めて積極的に活動を展開していきます。

また、既存の公民館の自主活動グループに対する支援や情報提供を強化することに加え、新たな住民ニーズを捉え、より多様な学習機会の提供を行っていきます。

II 西公民館

西公民館は、天然の鮭が遡上する濁川という地域資源を活用し、従来から河川浄化活動や鮭の観察会などが行われてきました。この活動を中心に据え、ふるさと川本を愛し守る意識の醸成に努めます。

また、他の公民館区に比べても地域活動、スポーツ・文化活動が盛んに行われていることから、これを継続し更に充実していく活動を展開します。

III 北公民館

北公民館は、農業振興地域に位置し、農家数も多く、多様な農村活動が展開されていますが、高齢化が特に進む地域でもあります。農業の生産活動と公民館活動を結びつけることや、特に農閑期に余暇を充実する機会の提供を図ります。また、地元のNPO法人や地域の団体が行う農村体験活動などと連携して、地域の魅力を町外にも発信していく工夫を凝らしていきます。



鮭の観察会の様子

4. 子どもの健全育成

【施策の体系】



【現状と課題】

子どもは地域の宝です。子どもの健やかな成長は全ての町民の願いです。

知・徳・体の調和がとれ、社会や人と積極的に関わっていくことができる子どもを育むためには、家庭・学校・地域社会が、相互のしっかりとした信頼関係を築きながら、それぞれの役割と責任を果たし、地域全体で子どもを育むことが必要となっています。

これまで、小中学校では「ふるさと教育推進事業」を活用し、地域の自然や人材などと触れ合い、ふるさとに愛着と誇りを持つ活動を展開してきました。

また、子育てに関する拠点施設として「川本町子育てサポートセンター」をすこやかセンターに設置し、より専門的・継続的に事業が展開されるよう、その管理運営に指定管理者制度⁶を導入しています。

さらに、地域全体で子どもの安全を確保するため、「川本町子どもの安全に関する連絡会」が組織されており、ボランティアによる子どもの見守り活動も展開されています。また、川本町青少年育成町民会議では、「あいさつ」を通して青少年の健やかな育成を図ることを目的として、毎月5日を「川本町あいさつの日」に設定して活動を展開しています。

今後もこの取り組みを継続し、更に充実させることによって、地域全体で子どもを育てる体制を整備していきます。

⁶ 指定管理者制度：平成15年9月の地方自治法の一部を改正する法律の施行によって設けられ、従来は出資法人等に限定されていた「公の施設」の管理を民間事業者等が行うことが可能になった。民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するために設けられた制度。

■基本計画

第5章 教育・文化

【施策の内容】

(1) 学校・家庭・地域住民の連携協力の推進【重点】

①ふるさと教育の推進

ふるさとへの愛着と誇りを持ち、美しいものや神秘的なものに感動する心豊かでたくましい子どもを育むため、地域の自然・歴史・文化・産業といった教育資源を学習素材にするとともに、地域の大人から話を聞いて学んだり、地域に出かけて自然体験、ボランティア活動等の社会体験、生産体験、職場体験を積み重ねたりするなど、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を小中学校で実施します。また、高等学校にも情報提供し、町内で有益な学習活動が展開される支援を行っていきます。

②学校・家庭・地域の連携による教育支援活動の促進

教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加と、町民の皆さんの学習成果の活用機会の拡充、地域の教育力の活性化を図るため、地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援する体制づくりを進めます。

また、学校と地域との連携協力体制を構築するため、地域をあげて学校を支援する機運を醸成するとともに、多様な形態のボランティア活動の掘り起こしを行っていきます。

③家庭教育の支援

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識を身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っています。家庭の教育力向上を支援するため、島根県が開発した「親学プログラム⁷」等を活用し、PTA研修、保育所、家庭教育支援関係者等での研修会を開催します。また、研修会をコーディネートする人材の育成を図ります。

④関係機関との連携

川本町子どもの安全に関する連絡会、川本町青少年育成町民会議、警察などの関係機関との連携を深め、安全で健やかな子どもの成長を支える体制を整備します。

(2) 子どもの居場所づくり

川本町子育てサポートセンター（すこやかセンター）に設置している放課後や長期休業中の子どもの居場所を継続して運営し、放課後の児童生徒の活動の場や子どもの安全対策、仕事を持つ子育て家庭の支援を強化します。

(3) 多様な体験活動の展開

地域の「ひと・もの・こと」に触れる機会を提供するため、川本町子育てサポートセンターを拠点に、在宅児から小学生を中心に、地域の学習ボランティアの皆さんの協力をいただきながら多様な体験活動を展開していきます。

⁷ 親学プログラム：島根県立東部・西部社会教育研修センターが開発したプログラムで、家庭教育支援を行う人が、主に乳幼児から中学生を持つ親（保護者）を対象に、親としての役割や子どもとのかかわり方の気づきを促すために活用するプログラム。

5. 読書活動の推進

【施策の体系】



【現状と課題】

図書館は、乳幼児から高齢者まで、すべての町民の皆さんの学びたいという気持ちに寄り添い、積極的に自己変革を望む人の知的好奇心や学習意欲に応える、生涯学習を進める上での重要な拠点施設です。また、読書活動は豊かな感性や情操を育むとともに、子ども達の知性を高め、現在や将来の生活を方向付けるなど、人間形成の上で重要な活動です。また、読書を通じて身につけられる読解力や思考力、表現力は、自ら課題を見つけ解決しようとする力の向上につながり、変化の激しい社会を生きていくうえで大きな役割を果たします。

川本町では、平成8年にかわもと図書館を整備し、このような町民の皆さんのニーズに応じてきました。また、近年は学校の調べ学習の支援を強化し、公共図書館からの支援に加えて、学校図書館にも協力員を配置して子どもの読書活動を支援しています。今後もより多くの方が図書館を身近に感じ、利用しやすい環境整備や事業展開を進めていく必要があります。

【施策の内容】

(1) 図書館の充実

①かわもと図書館の充実

町民の学習意欲や情報収集活動を支援するため、計画的な図書館資料の収集整備に努めます。また、郷土の歴史や文化を大切にし、郷土資料の収集に力を注ぎます。

地域社会や町民の課題解決を図ることや、学校での調べ学習に関する支援のニーズが高まっています。これに応えるため、図書館職員の専門性を高め、情報検索、調査相談等のサービスの充実を図ります。

■基本計画

第5章 教育・文化

特に、学校での調べ学習に対する支援については、平成23年度に島根県から「学校図書館活用教育図書」として約2,000冊の寄託を受けており、この図書の活用を図ることや、時代に応じた資料の整備を計画的に行います。また、全県的な課題である地域医療に関する資料、郷土の歴史・文化・人物の学習に関する資料の充実を図り、ふるさとへの愛着を深め、誇りに思う心を醸成するための環境整備を行います。

②学校図書館の充実

学校図書館協力員を町内の小中学校に配置し、児童生徒の調べ学習、読書活動を推進します。また、学校図書館図書標準⁸に即した資料の整備、資料の定期的な更新を進めます。

(2) 読書、読み聞かせ活動の推進【重点】

①家庭内読書の普及啓発

毎年4月23日の子ども読書の日を「川本町読書の日」、10月27日から11月9日の読書週間を「川本町読書週間」とし、啓発リーフレットやおすすめの本のリスト等を配布し、家庭・保育所・学校・地域において読書活動を推進します。



②親子読書の普及啓発

4・5カ月健診時にブックスタート⁹を実施することや、川本町子育てサポートセンターの事業にあわせて読み聞かせを行うことにより、乳幼児期からの読み聞かせの重要性を伝え、普及を図ります。

また、保育所や小学校と連携した保護者向けの研修を行い、保護者の読書への関心を高めることによって、親子読書に取り組んでいる家庭の割合を高めていきます。

③読書ボランティアへの支援

読書ボランティアや教職員・保育所職員等への研修の機会、情報提供を強化していきます。また、島根中央高等学校との連携を深め、生徒が読み聞かせや図書館のボランティアとして活躍できる場の提供を図ります。

⁸ 学校図書館図書標準：学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するため、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定したもの。

⁹ ブックスタート：1992年にイギリスのバーミンガムで始まった運動。4・5カ月健診に参加した全ての赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、赤ちゃんの心とことばを育てるためには、暖かなぬくもりの中で語り合う時間が大切であることを説明し、絵本を介してそのかけがえのないひとときを持つことを応援する運動。

④読書イベント等の開催

図書館まつりや季節の催しなど、読書を身近に感じ、読書普及を図る事業を積極的に行います。

(3) 誰もが利用しやすいサービスの充実

①資料の整備

図書館まつりの様子

小さな文字の見にくい方でも本に親しめるよう、大活字本などの資料整備を計画的に行います。

②移動図書館の実施

保育所や中学校などへの移動図書館を継続して行います。

③配本サービスの実施

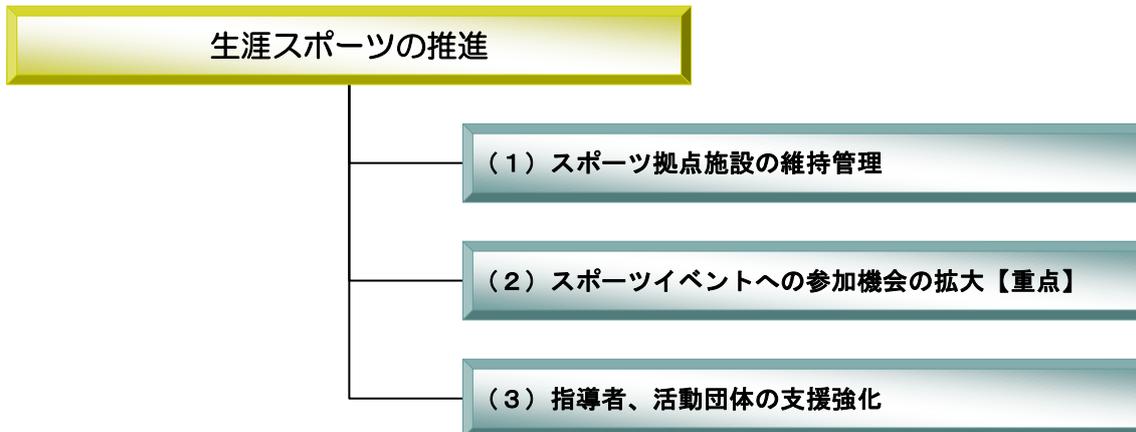
図書館に来館することが難しい高齢者や障がい者を対象に、自宅に本を届ける「配本サービス」を全町に拡大して実施します。また、福祉施設、病院等への本の貸出を行います。

④公民館図書室の活用

川本西公民館、川本北公民館の図書室の本の定期的な入れ替えを行うことや、図書室の配置などに工夫を凝らし、最寄りの場所で図書館を利用できる環境を整備します。

6. 生涯スポーツの推進

【施策の体系】



【現状と課題】

心の豊かさや生活の質の向上を求める時代にあって、文化・スポーツ活動やボランティア活動を含めた生涯学習活動は、一層その重要性を増しています。スポーツは町民の皆さんが生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で必要不可欠なものとなっています。スポーツを通じて健康で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての人々がその自発性の下に日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、またはスポーツを支える活動に参画できる機会を確保する必要があります。

本町は、夜間照明付きの町民球場、50m屋外プール、第4種公認陸上競技場を備えた運動公園、かわもと音戯館に年中利用可能な25m温水プールとトレーニングジムを設置しています。また、町民体育館や小中学校の体育施設を活用しています。施設の中には設置後かなりの年数を経過したものもあり、維持管理に費用を要する施設も少なくありませんが、町民のニーズに応えられるよう、施設の適正な維持管理に努めていく必要があります。また、町内ではスポーツ少年団などの活動も盛んであり、青少年の健全育成に寄与しています。加えて、平成23年3月に総合型地域スポーツクラブ¹⁰「かわもとスポーツクラブ」が発足しており、今後はこれらの団体の育成支援に力を注ぐ必要があります。

【施策の内容】

(1) スポーツ拠点施設の維持管理

既存のスポーツ拠点施設の適切な維持管理、計画的な修繕を行い、現状の施設が将来にわたり長く活用できるような整備に努めます。

¹⁰ 総合型スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1) 子どもから高齢者まで（多世代）、(2) 様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、(3) 初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。

平成24年4月から、かわもと音戯館の管理運営に指定管理者制度を導入し、民間企業によるスポーツ施設の管理運営が行われています。他の体育施設にも指定管理者制度の導入を目指し、効果的かつ専門的な管理運営が行われるよう検討を進めます。

(2) スポーツイベントへの参加機会の拡大【重点】

①ウォーキングの開催

川本町では、子どもから高齢者まで気軽に楽しめる「ウォーキング」を健康づくりの中心に位置づけています。ウォーキング大会の開催のほか、日常的に楽しめるウォーキングコースを町内各地に整備し、町民の皆さんの健康づくりを推進します。

②スポーツ大会の開催

人と人との交流及び地域と地域の交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成することや、競技スポーツの向上を目的として、川本町一周駅伝競走大会等の各種スポーツ大会を継続して開催します。また、町内の各種団体が行うスポーツ大会の支援を行います。



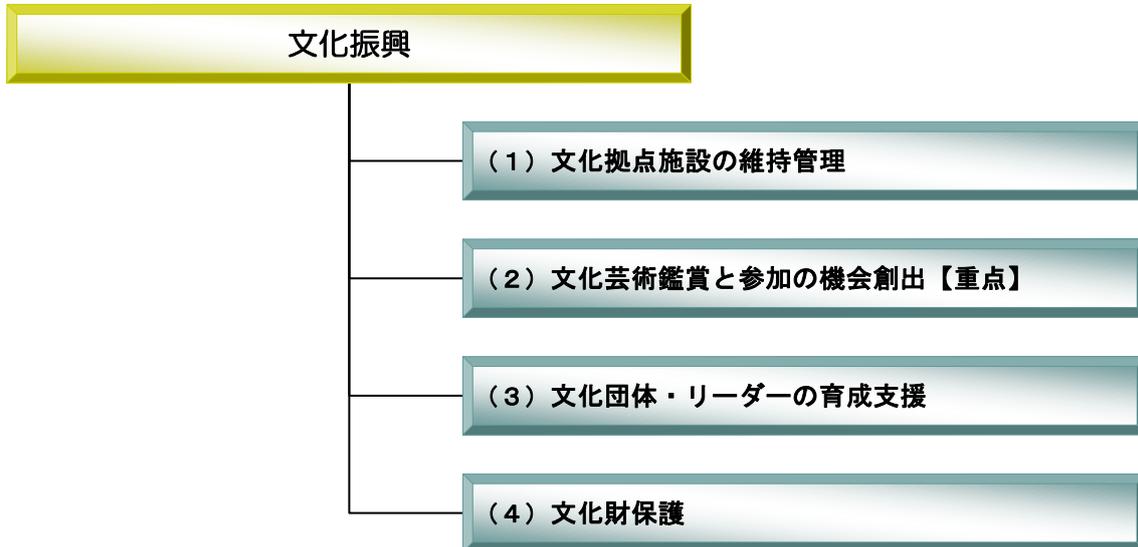
川本町一周駅伝競走大会

(3) 指導者、活動団体の支援強化

スポーツ少年団、かわもとスポーツクラブなどの団体の支援を行い、自立した活動が継続して行われる体制づくりに努めます。特に、かわもとスポーツクラブが町民の健康づくり事業、町の社会体育振興を担う団体となるよう、積極的な支援を行います。

7. 文化振興

【施策の体系】



【現状と課題】

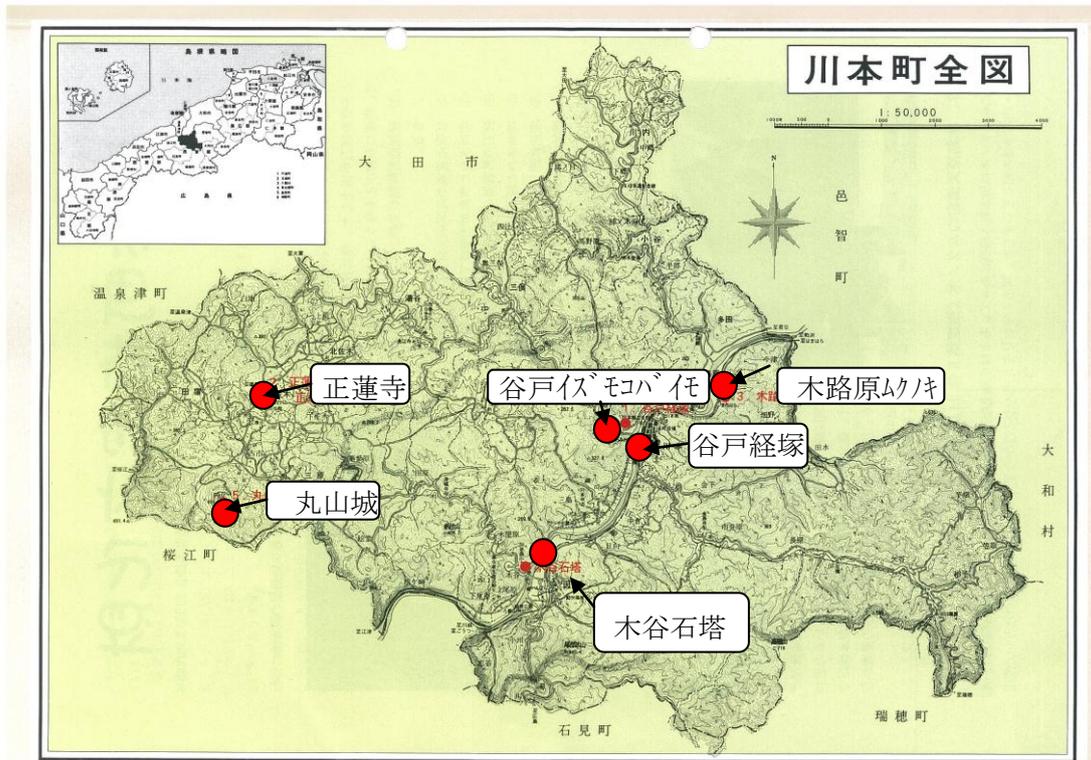
川本町は昭和60年に「緑にこだます音楽の里」を宣言しました。音楽の持つ柔和さと調和のイメージを町づくりの根幹に据えて、文化の薫り高いまちづくりに取り組んでいます。文化は生活にゆとりや潤い、心に豊かさをもたらしてくれるものです。文化がもたらす恩恵はだれでもが直接感じて受け取ることができます。しかし、文化に対する価値・評価は、対象や個人によって様々であり画一的に取り扱うことは困難です。こういった中、現在から将来に渡って、町民が望むような多種多様な要求に対して、いかに応えていくかが大きな課題となっています。また、広く町民が積極的に多様な文化に触れられることができる機会を提供していくことも重要なことです。

川本町は邑智郡立“悠邑ふるさと会館”の指定管理を受けながら音戯館など音楽関連施設を管理し、活用しています。これらの施設を有効に活用して、多様な文化に触れることができる機会を提供するとともに、町民自らの文化事業の発信ができるような支援を行っています。

また、地域の伝統芸能などに見られる伝承の文化は、地域の生活、風俗、環境などを背景に、長い歴史の中で育まれてきたものです。川本町に残る歴史的な遺産として、県指定有形文化財1件、町指定文化財8件があります。これらの歴史的に貴重な遺産を次世代へと引き継いでいくことが今の時代にいる者の使命です。

しかしながら、これらの伝承文化を次世代へ引き継ぐためには、それを支える後継者の育成が必須となりますが、この後継者の育成が非常に難しい状態になっています。数百年の歴史を誇る「小笠原近重流田植え囃子」や石見神楽など地域を代表する伝統芸能の継承については、いかに後継者に受け継いでいくのかが喫緊の課題となっています。

《文化財分布図》



《県・町指定文化財一覧》

島根県指定

建第32号(H 2.5.23) 有形文化財 木谷石塔 1基

川本町指定

第1号(S54.5.30) 有形文化財 谷戸経塚 1基(文政2年(1819)造営、個人)

第2号(H 1.3.30) 有形文化財 全長寺文書 16通(吉川元春威状など)

第3号(H 1.3.30) 有形文化財 塚原家文書 176通(年貢皆済目録91通ほか)

第4号(H 2.1.8) 有形文化財 鶴池山正蓮寺の楼門 1棟
(寛政4年(1751)建)

第5号(H 2.1.8) 天然記念物 木路原天満宮のムクノキ 1本
(幹回8.3m、樹高30m)

第6号(H 6.4.1) 有形文化財 鶴池山正蓮寺の経堂 1棟(経堂、仏像3体)

第7号(H 6.4.1) 有形文化財 丸山城趾 828,872 m²(中世、小笠原長旌築城)

第8号(H17.5.10) 天然記念物 イヌモコバイモ 921 m²

(島根県固有種、県版レッドデータブックに掲載され、絶滅が危惧されている。自生地)

■基本計画

第5章 教育・文化

【施策の内容】

(1) 文化拠点施設の維持管理

邑智郡総合事務組合所有の文化拠点施設“悠邑ふるさと会館”を川本町が指定管理を受けて管理運営を行っています。会館は平成8年に竣工し、経年による機材・機器の老朽化が進んでいますが、機器などの細やかな管理により長寿命化を図ると共に安全な施設維持運営を行っています。しかし、経年による劣化など、防ぐことのできない物について、その対策をどうするか調査・検討を進めていきます。また、様々な利用者の要望に応えながらサービス向上を図り、今後は、維持管理のあり方についても調査・研究を重ね、施設の継続的な活用が図られるような取り組みを検討します。

(2) 文化芸術鑑賞と参加の機会創出【重点】

川本町のような中山間地においては、優秀な文化芸術にはなかなか手軽に直接触れることができません。多様な文化芸術に広く住民が接することで、豊かな生活が実感でき文化レベルの向上を図るために、できるだけ多くの文化芸術鑑賞等の機会をつくれます。また、身近な文化振興に関わる色々な催し物なども、会館などの施設を活用して開催するなど、広く住民が楽しむことができるように支援していきます。

(3) 文化団体・リーダーの育成支援

町内の伝統芸能団体において、少子・高齢化により後継者不足が深刻化しています。この問題を解決するためには、根本的に人口減少とどう向き合うのかが大きな課題です。歴史と伝統を受け継ぐ活動の火を絶やすことが無いように各団体へ側面からの支援を行っています。

(4) 文化財保護

川本町に残された多くの歴史文化遺産等の文化財は、後世に引き継いでいかなければなりません。文化財は、大切な町民の財産であると同時に国民の財産でもあります。特に歴史的建造物や天然記念物等は、時間の経過、あるいは人為的に破壊されやすいものであり、破壊されると再び元に戻すことはできません。これらを保護・保全しながら適正に管理していきます。これらの文化財は先人から受け継いだ貴重な財産として広く広報し、その存在価値を明確にすると共に、多くの皆さんにその価値を知ってもらうことに努めます。